

地域管理経営計画(案)及び国有林野施業実施計画(案) に対する意見の要旨及び当該意見の処理結果

策定：中部山岳、長良川、尾張西三河森林計画区

変更：神通川、千曲川下流、千曲川上流、木曾谷、
飛騨川、木曾川、東三河森林計画区

管理経営の指針の変更：全森林計画区

中部森林管理局

地域管理経営計画（案）及び国有林野施業実施計画（案） に対する意見の要旨及び当該意見の処理結果

縦覧期間中に一般からいただいた意見とそれに対する処理結果は、以下のとおりです。

意見の要旨	処理の結果	処理結果の理由
意見提出なし	原案のとおりとする 「※注」の区分に該当する処理はありませんでした。	

縦覧実施期間：平成27年12月25日から平成28年1月25日まで（32日間）

※注 処理結果の区分について

1 趣旨を取り入れているもの

すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に沿って行っていくこととしているものです。

2 趣旨の一部を取り入れているもの

本計画に意見をそのまま記述することは困難ですが、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。

3 修文するもの

意見書を踏まえ、計画（案）を修文したものです。

4 今後の検討課題等

意見書の趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。